



(注記1) 市役所で相談や受付のできない確定申告

- ①配当所得などの申告 ②青色申告 ③収支内訳書が作成されていない事業所得の申告および不動産所得の申告 ④分離課税(土地、建物および株式などの売却による譲渡所得の申告) ⑤住宅ローン控除の申告(初年度及び住宅ローン控除申告書が未作成のもの) ⑥相続や贈与に係る生命(損害)保険契約に基づく年金所得の申告 ⑦国外居住親族に係る扶養控除や市外居住の方の申告 ⑧令和3年分以前の過去の申告や亡くなった方の申告(準確定申告) ⑨その他特殊な申告(例:雑損控除、災害減免、外国税額控除、仮想通貨の申告等)

(注記2) 所得控除額が所得金額を上回り、かつ、どの所得からも所得税が源泉徴収されていない場合は、市民税・都民税の申告となります。